平成２９年度

生駒市地域防災計画修正（案）新旧対照表

【本編】

生駒市防災会議

資料　2

頁	行目等	修　　正　　前	修　　正　　後（案）
11	第１部 総則 第２章 生駒市の概況と災害特性 第２節 風水害特性		

第２節　風水害特性

１　既往災害

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の４例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

種別 （発生年月日）	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要
室戸台風 （昭和９年９月 21 日）	死者６名 重軽傷者 14 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童６名が死亡。
第２室戸台風 （昭和 36 年９月 16 日）	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸 半壊 162 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。
集中豪雨 （昭和 41 年７月２日）	死者２名 重傷者１名	全壊３戸 半壊３戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。
昭和 47 年７月豪雨 （昭和 47 年７月 11～14 日）	軽傷者１名	全壊３戸 半壊４戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。

なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、資料集に示す。

→　資料集 1-1-1　生駒市で発生した主な風水害

２　水害

水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象
洪水害	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中･下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
土砂災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で渓床を流下する。	山地の渓床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
風害		強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、竜巻

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。

さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去に甚大な土砂災害は確認されていない。

第２節　風水害特性

１　既往災害

本市に人的被害をもたらした風水害は、生駒市誌等の記録で確認できるものでは、次の４例があり、梅雨前線に伴う集中豪雨や台風によるものであった。

種別 （発生年月日）	市内の 人的被害	市内の 家屋被害	摘要
室戸台風 （昭和９年９月 21 日）	死者６名 重軽傷者 14 名	不明	台風に伴う強風により、北倭第四尋常小学校が倒壊し、児童６名が死亡。
第２室戸台風 （昭和 36 年９月 16 日）	重軽傷者 66 名	全壊 169 戸 半壊 162 戸	県内の死亡事例はいずれも強風に伴う建物倒壊が原因であった。
集中豪雨 （昭和 41 年７月２日）	死者２名 重傷者１名	全壊３戸 半壊３戸	梅雨前線が低気圧を刺激して発生した大雨に伴う土砂災害。
昭和 47 年７月豪雨 （昭和 47 年７月 11～14 日）	軽傷者１名	全壊３戸 半壊４戸	南下する梅雨前線を台風が刺激して発生した大雨に伴う洪水害。
平成 29 年台風 21 号 （平成 29 年 10 月 22 日）	重傷者１名	全壊なし 半壊なし	強風にあおられ転倒。

なお、近年、人的被害に至らずとも、家屋に浸水被害をもたらした主な風水害の状況等については、資料集に示す。

→　資料集 1-1-1　生駒市で発生した主な風水害

２　水害

水害は、その災害の形態により、洪水害、土砂災害等に分類される。

その特性、発生地域、誘因、関係する主な気象現象は、次に示す通りである。

災害の種類		特性	発生地域	誘因	関係する主な気象現象
洪水害	外水氾濫	河川の堤防から水が溢れ出し（溢流・破堤などにより）浸水する。	河川の中・下流域	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
	内水氾濫	河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨等により市街地の排水が困難になり浸水する。	河川の中･下流域の堤内地や低地あるいは開発が進んでいる丘陵地や台地内の低地	大雨 融雪	台風、低気圧、前線
土砂災害	斜面崩壊	斜面を構成する物質が降雨等により安定を失い、突発的に崩落する。	丘陵、台地、山地の斜面	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
	地すべり	斜面崩壊よりも大規模・継続的で、徐々に斜面下方へ滑動する。	第三紀層、変成岩、火山性変質岩地等比較的緩傾斜地	長雨 大雨 融雪	低気圧、前線
	土石流	水と土石（石・砂・泥）が一体となって、高速で渓床を流下する。	山地の渓床	長雨 大雨	台風、低気圧、前線、雷雨
風害		強風による風圧で発生する。		強風	台風、低気圧、前線、竜巻

本市には、洪水により相当な被害を生ずるおそれがあるとして、県が水位周知河川に指定した竜田川と富雄川がある。

また、近年は、全国的に局地的大雨（ゲリラ豪雨）が多発しており、側溝・下水道や排水路が水をさばききれなくなり、また、河川の水が逆流するなどして浸水してしまう内水氾濫が増加傾向にある。

さらに、山地、丘陵地に囲まれている地勢から、土砂災害の潜在的なリスクは高いものの、生駒山地の本市側の斜面が比較的緩やかな勾配であること、矢田丘陵はやや急勾配であるが比較的標高が低いことから、過去に甚大な土砂災害は確認されていない。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
21	第２部 災害予防計画 第１章 市民の防災力の向上 第１節 防災知識の普及		

第１章　市民の防災力の向上

第１節　防災知識の普及

現状	市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙、ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の高揚を図っている。
課題	市民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取組むことが重要である。
基本方針	平時からの市民に対する防災知識の普及・啓発はもとより、学校や職場においても防災教育を推進し、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることにより、地域防災力を高める。

１　市民に対する普及啓発　総務部

市は、市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。
また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。

２　防災関係機関の職員に対する防災教育　防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの業務を通じ、また、講習会、研修会、防災訓練見学、現地調査、印刷物の配布等により、職員の防災教育を実施する。

３　防災管理者を必要とする施設に対する防災教育　消防本部

市は、法令の規定による防災に関する責務を有する施設に対し、防災管理者の資格取得を指導し、施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。
防災管理者は、自衛の消防組織の確立、施設の維持管理、防災管理上必要となる教育及び訓練を実施するための防災計画を作成し、周知徹底を図る。

４　児童、生徒等に対する防災教育　教育振興部

市は、教職員、児童・生徒及び園児に対し、防災教育を実施する。

５　防災知識等の習得　市民

市民は、市等が開催する研修会や訓練等に積極的に参加するとともに、家庭・地域等で防災知識等の習得に努める。

第１章　市民の防災力の向上

第１節　防災知識の普及

現状	市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙、ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育等、様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の高揚を図っている。
課題	市民一人一人が危機感を持ち、災害に備え、防災・減災に取組むことが重要である。
基本方針	平時からの市民に対する防災知識の普及・啓発はもとより、学校や職場においても防災教育を推進し、多様な方法で防災意識の啓発と知識の向上を図ることにより、地域防災力を高める。

１　市民に対する普及啓発　総務部、消防本部

市は、市民・地域向けのパンフレットや各種ハザードマップの作成、広報紙・ホームページの活用、防災訓練、出前講座による防災教育など様々な方法で、防災に関する情報を提供し、市民の防災意識の醸成を図るための啓発活動を実施する。
また、防災用品の紹介等を行い、各家庭での家具の転倒防止策や家庭内備蓄を推進する。

２　防災関係機関の職員に対する防災教育　防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの業務を通じ、また、講習会、研修会、防災訓練見学、現地調査、印刷物の配布等により、職員の防災教育を実施する。

３　防災管理者を必要とする施設に対する防災教育　消防本部

市は、法令の規定による防災に関する責務を有する施設に対し、防災管理者の資格取得を指導し、施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。
防災管理者は、自衛の消防組織の確立、施設の維持管理、防災管理上必要となる教育及び訓練を実施するための防災計画を作成し、周知徹底を図る。

４　児童、生徒等に対する防災教育　教育振興部

市は、教職員、児童・生徒及び園児に対し、防災教育を実施する。

５　防災知識等の習得　市民

市民は、市等が開催する研修会や訓練等に積極的に参加するとともに、家庭・地域等で防災知識等の習得に努める。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
22	第２部 災害予防計画 第１章 市民の防災力の向上 第２節 自主防災会の育成	**第２節　自主防災会の育成**	**第２節　自主防災会の育成**

修正前

現状	平成 28 年 4 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 119 の自治会で自主防災会が結成されている。
課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。
基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。

１　自主防災会結成の促進	総務部
市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。	
２　自主防災会の育成	総務部、消防本部
市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。	
３　自主防災会の防災活動	自主防災会
自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（ＮＰＯ）、ＰＴＡ等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。	
４　防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部
市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。	
５　地域防災への貢献	市民
市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。	

修正後（案）

現状	平成 29 年 4 月 1 日現在、市内 127 自治会のうち 120 の自治会で自主防災会が結成されている。
課題	災害時は、隣近所で協力して消火・救出活動、子どもや災害時要援護者の避難誘導を行うなど地域コミュニティでの共助が重要である。しかしながら、住民の価値観の多様化や核家族化の進行に伴い、地域のコミュニティ意識が希薄になっている。
基本方針	コミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取組みについて啓発し、自主防災会の育成に努める。 また、自主防災会の運営や活動には、女性が積極的に参画できるよう意識改革や参画促進に向けた取組みを推進する。

１　自主防災会結成の促進	総務部
市は、災害対策用資機材の購入に対しての補助を行うことなどにより自主防災会の結成を促進し、地域防災力の向上を図る。	
２　自主防災会の育成	総務部、消防本部
市は、防災に関する訓練、講座、説明会等への職員派遣等により、防災に関する様々な情報を提供し、自主防災会に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。	
３　自主防災会の防災活動	自主防災会
自主防災会は、市と十分協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、訓練の開催等を通じ、住民同士のコミュニケーションを深め、助け合える地盤をつくる活動を行う。 また、活動は、消防団、近隣の自主防災会、地域の企業等をはじめ、婦人会、民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、市民活動団体（ＮＰＯ）、ＰＴＡ等地域で活動する公共的団体、学校、医療施設、社会福祉施設等地域の様々な団体との連携に努めるとともに、女性や若年層、昼間市外へ通勤通学する市民の参画を推進する。	
４　防災リーダーの育成と活用	総務部、消防本部
市は、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行うことができる、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーの育成と活用に努める。	
５　地域防災への貢献	市民
市民は、自主防災会に積極的に参加し、地域防災に貢献するよう努める。	

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
31	第２部 災害予防計画 第２章 行政の防災 体制の整備 第５節 情報通信 体制・機器の 整備	**第５節　情報通信体制・機器の整備** **現状**：防災関係機関との通信手段は、一般加入電話、ファクシミリ、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、移動系防災行政無線、奈良県防災行政無線等が整備されている。また、市民への情報発信手段は、緊急速報メール、市登録制メール、インターネット、ＳＮＳ等が活用されている。 **課題**：大規模な災害発生時においては、情報通信回線の被害等も予想されるため、多重化を図るとともに、市民への情報伝達手段については多様化を図る必要がある。 **基本方針**：災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。 →　資料集 4-1-1　防災行政無線一覧 **１　情報通信体制の充実・強化**　総務部、消防本部、防災関係機関 市及び防災関係機関は、災害時の情報通信体制の整備充実に努める。 また、平時より、災害時の情報伝達窓口の明確化を図るとともに、県と連携し、通信訓練等を行い、通信方法の習熟と奈良県防災行政無線通信ネットワークシステム等の通信体制の整備に努める。 さらに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。 **２　情報通信機器の整備・点検**　総務部、消防本部 市は、整備済みの通信機器や設備について、概ね１年に１回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。 なお、通信機器や設備は、非常用電源設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置に配慮する。 **３　情報通信手段の多重化・多様化等**　総務部、消防本部、防災関係機関 市及び防災関係機関は、様々な環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、同報系防災行政無線の整備等、情報通信手段の多重化・多様化に努める。また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。 **４　市民への情報発信体制の整備**　総務部 市は、災害時に迅速に市民に情報発信できるよう、情報発信責任者の選任、時間経過ごとに提供すべき情報の項目整理、広報文案の事前準備、災害時要援護者に配慮した多様な情報伝達手段、車載用スピーカー等の点検、報道機関等との事前調整等に努める。 **５　気象情報等の収集体制の整備**　総務部 市は、県、奈良地方気象台をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、気象情報、地震等の情報が正確に伝達できるよう、気象情報収集体制の充実を図り、情報の一元化に努める。	**第５節　情報通信体制・機器の整備** **現状**：防災関係機関との通信手段は、一般加入電話、ファクシミリ、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、移動系防災行政無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等が整備されている。また、市民への情報発信手段は、防災行政ＭＣＡ無線、緊急速報メール、市登録制メール、Ｌアラート、市ホームページ、ＳＮＳ等が活用されている。 **課題**：大規模な災害発生時においては、情報通信回線の被害等も予想されるため、多重化を図るとともに、市民への情報伝達手段については多様化を図る必要がある。 **基本方針**：災害発生時の応急対策に不可欠な情報の収集・伝達が、迅速かつ的確に実施できる手段を確保するため、情報伝達手段の多様化、多重化等を進める。 →　資料集 4-1-1　防災行政無線一覧 **１　情報通信体制の充実・強化**　総務部、消防本部、防災関係機関 市及び防災関係機関は、災害時の情報通信体制の整備充実に努める。 また、平時より、災害時の情報伝達窓口の明確化を図るとともに、県と連携し、通信訓練等を行い、通信方法の習熟と奈良県防災行政通信ネットワークシステム等の通信体制の整備に努める。 さらに、職員の情報分析力の向上を図るなど、情報収集伝達体制の強化を進める。 **２　情報通信機器の整備・点検**　総務部、消防本部 市は、整備済みの通信機器や設備について、概ね１年に１回を目安として保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるとともに、耐災性の向上に努める。 なお、通信機器や設備は、非常用電源設備を整備するとともに、耐震性のある堅固な場所や洪水等による浸水のない階層への設置に配慮する。 **３　情報通信手段の多重化・多様化等**　総務部、消防本部、防災関係機関 市及び防災関係機関は、様々な環境下にある市民や職員に対し、情報が確実に伝わるように、情報通信手段の多重化・多様化に努める。また、整備済みの通信機器、設備等は、無線網の拡充・強化、更新等に努める。 **４　市民への情報発信体制の整備**　総務部 市は、災害時に迅速に市民に情報発信できるよう、情報発信責任者の選任、時間経過ごとに提供すべき情報の項目整理、広報文案の事前準備、災害時要援護者に配慮した多様な情報伝達手段を用いる。 **５　気象情報等の収集体制の整備**　総務部 市は、県、奈良地方気象台をはじめとする防災関係機関と相互に連携し、気象情報、地震等の情報が正確に伝達できるよう、気象情報収集体制の充実を図り、情報の一元化に努める。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
35	第２部 災害予防 計画 第２章 行政の防災 体制の整備 第９節 廃棄物処理 体制の整備	**第９節　廃棄物処理体制の整備** **現状**：市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。 **課題**：地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。 **基本方針**：災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。 **１　収集車両の整備及び点検**　市民部 市は、廃棄物及びし尿の運搬車両について、災害時に市が要請すれば直ちに出動できるよう、平時から車両を整備し、点検しておくよう、委託業者・許可業者等に協力依頼する。 **２　廃棄物及びし尿の処理施設等の整備**　市民部 市は、所管する処理施設等が災害により円滑な稼働を損なわれることがないよう、平時から施設設備の点検整備と施設保護に努める。 また、非常時の緊急停止後の軽微な故障の対応や、速やかなプラント再稼動について運転管理を受託している業者に備えさせる。さらに、プラント損傷時に速やかな復旧を実施するため、プラントを設計施工したメーカーから協力が得られる体制を構築することに努める。 さらに、平時から仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。 **３　災害時の相互応援協力体制の確立整備等**　市民部 市は、一般廃棄物収集運搬（し尿を含む）の委託業者・許可業者に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。 **４　仮設トイレの確保**　市民部、上下水道部 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、仮設トイレなどを取扱うリース業者との協定の締結等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。	**第９節　廃棄物処理体制の整備** **現状**：市内には、清掃センター（所在地：俵口町 2116-91）があり、1 日 110 トンのごみを焼却できる炉を 2 基備えている。また、し尿および浄化槽汚泥を 1 日 80 キロリットル処理できるエコパーク 21（所在地：北田原町 2476-8）がある。 **課題**：地震被害想定では、最悪のシナリオで 1 万棟を超える建物被害が予想されており、市の現有施設では速やかな廃棄物処理業務が困難になるおそれがある。 **基本方針**：災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務と並行して、環境省の災害廃棄物対策指針にしたがい、災害廃棄物処理計画等を策定し、廃棄物処理業務の万全を期す。 **１　収集車両の整備及び点検**　市民部 市は、廃棄物及びし尿の運搬車両について、災害時に市が要請すれば直ちに出動できるよう、平時から車両を整備し、点検しておくよう、委託業者・許可業者等に協力依頼する。 **２　廃棄物及びし尿の処理施設等の整備**　市民部 市は、所管する処理施設等が災害により円滑な稼働を損なわれることがないよう、平時から施設設備の点検整備と施設保護に努める。 また、非常時の緊急停止後の軽微な故障の対応や、速やかなプラント再稼動について運転管理を受託している業者に備えさせる。さらに、プラント損傷時に速やかな復旧を実施するため、プラントを設計施工したメーカーから協力が得られる体制を構築することに努める。 さらに、平時から仮置き場等中間処理ができる候補地の確保に努める。 **３　災害時の相互応援協力体制の確立整備等**　市民部 市は、一般廃棄物収集運搬（し尿を含む）の委託業者・許可業者に対して、緊急時における人員、車両等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制の整備に努めるとともに、「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定」に基づき、支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力する。 **４　仮設トイレの確保**　総務部、市民部 市は、仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄に努めるとともに、仮設トイレなどを取扱うリース業者との協定の締結等、その調達が迅速かつ円滑に行えるよう体制を整備する。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
38	第２部 災害予防計画 第３章 事象別の災害予防 第２節 土砂災害予防対策	**第２節　土砂災害予防対策**	**第２節　土砂災害予防対策**

修正前

現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 376 箇所指定されており、そのうち 5 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されいてる。
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

→　資料集 1-2-2　市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
→　資料集 1-2-3　土砂災害の前兆現象
→　資料集 2-3-1　土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
→　資料集 2-3-2　土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

１　土砂災害対策事業の推進	建設部

市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。
また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。

２　土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部

市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。
なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。

３　土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部

市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。
また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。

４　宅地防災の推進	都市整備部

市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。

修正後（案）

現状	県により、市内には土砂災害警戒区域が 366 箇所指定されており、そのうち 213 箇所は土砂災害特別警戒区域に指定されいてる。
課題	近年の宅地化の進行により土砂災害の危険性が高まりつつあり、今後とも危険地域の実情に即した対策を講じるとともに、新たな危険性を増加させないよう監視や制限が必要である。
基本方針	土砂災害を未然に防止するため、県と連携して危険箇所の実態を把握し、災害防止対策を実施するとともに、市民への周知徹底に努める。また、災害発生時において円滑に避難が実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

→　資料集 1-2-2　市内の土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
→　資料集 1-2-3　土砂災害の前兆現象
→　資料集 2-3-1　土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
→　資料集 2-3-2　土砂災害警戒区域に係る災害時要援護者利用施設一覧

１　土砂災害対策事業の推進	建設部

市は、県の砂防事業や急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業の推進に協力するとともに、必要に応じて、事業推進の要請を行うなど、土砂災害の予防に努める。
また、必要に応じて、危険箇所について事前調査し、対策工事等の検討やパトロールの実施に努める。

２　土砂災害リスクの周知等	総務部、建設部

市は、県が公表する土砂災害警戒区域について、ハザードマップ等の作成や配布により、市民に該当区域、避難情報の伝達方法、避難所、避難経路等を周知する。
なお、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律上、「地域防災計画に定めなければならない事項」についての詳細は、資料集に示す。

３　土砂災害の警戒避難体制の整備	総務部、建設部

市は、土砂災害警戒情報の発表、土砂災害警戒区域の指定・公表、土砂災害の前兆現象に関する情報等の各種情報を活用しながら、警戒避難体制の整備を行い、「避難勧告等判断・伝達マニュアル」を作成する。
また、特に、土砂災害警戒区域等が集中的に分布する地域を対象として、積極的な自主防災会の育成を推進し、土砂災害に対する自衛意識の醸成に努める。

４　宅地防災の推進	都市整備部

市は、丘陵地等における宅地開発に伴い、土砂災害等による被害が生じるおそれのある市街地又は市街地となろうとする区域には、必要な指導を行うとともに、宅地防災パトロールを実施し、災害発生の未然防止に努める。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
43	第２部 災害予防計画 第３章 事象別の災害予防 第６節 ライフライン施設等の災害予防対策	**第６節　ライフライン施設等の災害予防対策** **現状**：水道施設の応急復旧については、奈良県及び県下市町村、日本水道協会奈良県支部、生駒市上水道協同組合、電気設備の応急復旧については、奈良県電気工事工業組合、ＬＰガスの供給については、奈良県高圧ガス保安協会生駒支部等とそれぞれ応援協定を締結している。 **課題**：上下水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設や鉄道施設の機能支障は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があり、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。 **基本方針**：ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進する。 →　資料集 3-3-1　災害応援協定一覧 **１　上水道、下水道施設の災害予防**　上下水道部 市は、上水道、下水道の施設・設備について、より耐災性を強化するとともに、保守点検や災害対策用資機材の整備、訓練の実施に努める。 また、緊急時における迅速な復旧を図るため、復旧工事を実施する業者等と災害時における応援協定締結を推進する。 なお、協定締結済みの団体とは、平時より、訓練、情報交換等の実施に努める また、災害時に断水等で水洗トイレが使用できなくなった場合に備え、災害用マンホールトイレの整備に努める。 **２　その他ライフライン施設の災害予防**　総務部 市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。 さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。 **３　ライフライン関係事業者の災害予防**　ライフライン関係事業者 ライフライン関係事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。	**第６節　ライフライン施設等の災害予防対策** **現状**：水道施設の応急復旧については、奈良県及び県下市町村、日本水道協会奈良県支部、生駒市上水道協同組合、電気設備の応急復旧については、奈良県電気工事工業組合、ＬＰガスの供給については、奈良県高圧ガス保安協会生駒支部等とそれぞれ応援協定を締結している。また、平成 29 年 12 月からは「いこま市民パワー株式会社」が設立され、市庁舎や教育施設等に電力を供給している。 **課題**：上下水道、電気、電話、ガス等のライフライン施設や鉄道施設の機能支障は、ネットワーク全体の機能の復旧に長時間を要する場合があり、応急対策活動や市民生活に与える影響が大きい。 **基本方針**：ライフライン関係事業者は、災害に備え、関係機関間で連絡窓口を定めるほか、各施設の特徴を勘案して、ハード、ソフト両面において、災害予防対策を推進する。 →　資料集 3-3-1　災害応援協定一覧 **１　上水道、下水道施設の災害予防**　上下水道部 市は、上水道、下水道の施設・設備について、より耐災性を強化するとともに、保守点検や災害対策用資機材の整備、訓練の実施に努める。 また、緊急時における迅速な復旧を図るため、復旧工事を実施する業者等と災害時における応援協定締結を推進する。 なお、協定締結済みの団体とは、平時より、訓練、情報交換等の実施に努める。 また、施設の改修や更新の際は災害に対応するよう努力する。 **２　公共施設の災害予防**　各部 避難所等に指定されている公共施設を増設や改修する場合、災害時、停電・断水等に対応するために、災害用マンホールトイレや非常用自家発電設備等、可能な限り防災設備の整備に努める。また、公共施設を新設や改修する場合、可能な限り防災設備を整備し、災害対応に努める。 **３　その他ライフライン施設の災害予防**　総務部 市は、災害の発生に備えて、一般電気事業者、電気通信事業者、一般ガス事業者、鉄道事業者等のライフライン関係事業者や鉄道事業者と緊急時における情報収集連絡窓口をあらかじめ定めるほか、各事業者が実施する災害予防対策の協力に努める。 さらに、突発的な事故発生時において初動体制が速やかに確立できるよう、職員の非常参集体制の整備を図る。 **４　ライフライン関係事業者の災害予防**　ライフライン関係事業者 ライフライン関係事業者は、それぞれの保安規定等に基づき、施設、設備の耐災害性を強化するとともに、従業員への防災教育、防災訓練や利用者への広報等により災害・事故の予防に努める。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
44	第２部 災害予防計画 第３章 事象別の災害予防 第７節 危険物施設等の災害予防対策	**第７節　危険物施設等の災害予防対策** **現状**：市内には危険物施設が 119 施設（平成 29 年２月１日現在）、高圧ガス関連施設が２施設ある。 **課題**：危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。 **基本方針**：危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。 →　資料集 3-3-1　災害応援協定一覧 **１　危険物施設等の災害予防**　消防本部 市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。 **２　危険物施設取扱事業者等の災害予防**　危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者 危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。	**第７節　危険物施設等の災害予防対策** **現状**：市内には危険物施設が 119 施設（平成 30 年２月１日現在）、高圧ガス関連施設が２施設ある。 **課題**：危険物の貯蔵、取扱い及び運搬の形態は、産業動向の変化及び科学技術の進歩等に伴い、益々複雑化、大規模化しているため、施設の適正な維持管理計画に基づき、保全管理を万全に行う必要がある。 **基本方針**：危険物施設等の災害を未然に防ぎ、被害の拡大を防止するため、危険物施設管理者等に対し自主的な保安体制の強化を図るよう、県及び関係機関と連携して指導等を実施する。 →　資料集 3-3-1　災害応援協定一覧 **１　危険物施設等の災害予防**　消防本部 市は、消防法に基づき、危険物施設等の所在地、施設の規模、形態、危険物の種類、取扱い数量等の状況について逐次把握に努め、危険物施設取扱事業者等に防火指導、保安教育、立入検査等を実施し、危険物等による災害の発生と拡大の防止に努める。 また、県と連携して、市内にある高圧ガス等を保管・取扱う施設を把握するとともに、県が行う保安検査・立入検査等の災害予防対策に協力する。 **２　危険物施設取扱事業者等の災害予防**　危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者 危険物、高圧ガス等を保管・取扱う事業者は、それぞれの法令を遵守するとともに、施設の管理・点検の強化、従業員に対する保安教育・訓練等の災害予防対策の実施に努める。

頁	行目等	修　　正　　前	修　　正　　後（案）
新	第３部 災害応急対策 計画		■警戒本部編成表 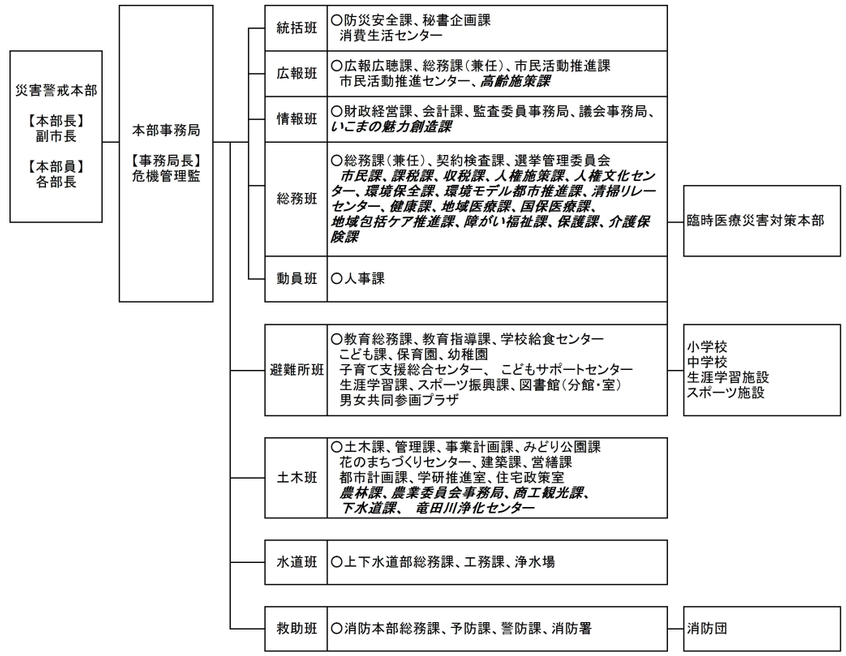 ※○の所属長は班長を担う。所属長が参集できないときは 班内で上席のものが班長となる。 ※*太文字斜体*の所属は災害対策本部体制に移行したときは 班体制が異なりますのでご注意ください。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
49	第３部 災害応急対策計画	■災害対策本部編成表 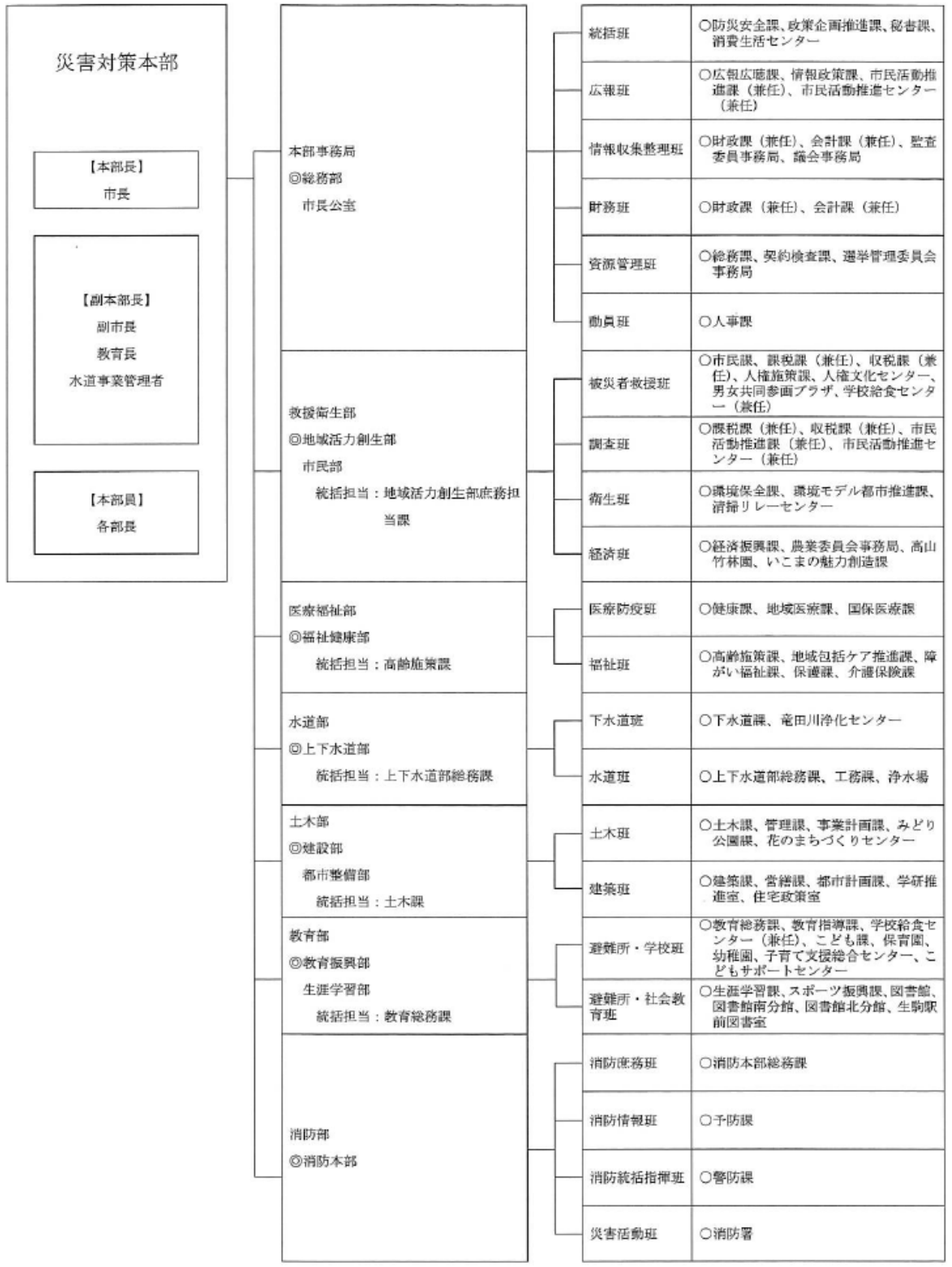	■災害対策本部編成表 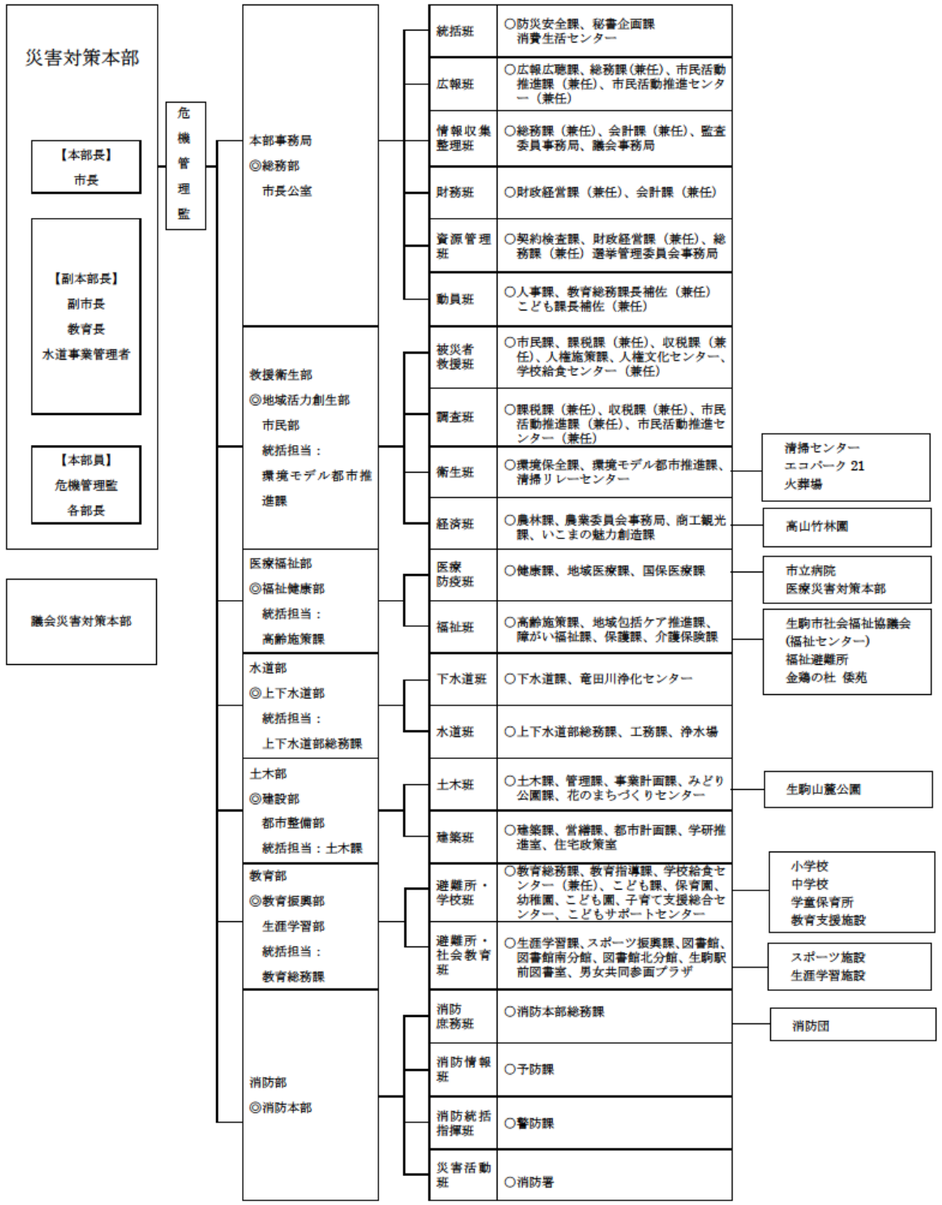

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
50	第３部 災害応急対策計画		

■動員表

動員区分		１号警戒配備	２号警戒配備	警戒本部	１号動員	２号動員	３号動員
目的		小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
体制	風水害	警戒体制		災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
	地震			災害警戒本部体制			
	原子力災害			原子力災害警戒本部体制			
	事故等			事故災害対策本部体制			
配備基準		□市に気象警報が発表されたとき □河川水位が氾濫注意水位を超えたとき □その他総務部長が配備の必要を認めたとき	□河川水位が避難判断水位を超えたとき □台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき □その他総務部長が配備の必要を認めたとき	□避難準備情報を発表するとき □北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に震度５弱の揺れがあったとき □原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき □その他副市長が配備の必要を認めたとき	□市に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に特別警報が発表されたとき □市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき □市に震度５強の揺れがあったとき □市内で中規模の災害が発生したとき □その他市長が配備の必要を認めたとき	□市内で中規模の災害が複数発生したとき □その他市長が配備の必要を認めたとき	□市内で大規模災害が発生したとき □市に震度６弱以上の揺れがあったとき □その他市長が配備の必要を認めたとき
本部		－	－	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長
本部事務局	市長公室	１人	３人	公室長、次長＋６人	1/4程度の職員	1/2 程度の職員	全職員
	総務部	部長、防災安全課２人＋３人	部長、次長、防災安全課３人＋５人				
救援衛生部	地域活力創生部	１人	経済振興課 ２人	部長、次長、経済振興課２人			
	市民部	１人	２人	部長、次長＋２人			
医療福祉部	福祉健康部	１人	２人	部長、次長＋高齢施策課２人			
土木部	建設部	管理職１班 一般職１班	部長、管理職１班、一般職２班				
	都市整備部	１人	建築課２人、みどり公園課 ２人	部長、次長、建築課２人、みどり公園課２人			
水道部	上下水道部	２人	２人＋浄水場１人＋浄化センター１人	事業管理者、次長、３人＋浄水場 １ 人＋浄化センター１人			
教育部	教育振興部	１人	２人	教育長、部長、次長、※避難所担当			
	生涯学習部	１人	２人	部長、次長、※避難所担当			
消防部	消防本部	当務ほか必要人員		交代制勤務1/3を除く職員			
避難所自動参集職員		－	－	－	あらかじめ指定された職員 震度５強以上の地震の場合は自動参集		

■動員表（新）

動員区分		１号警戒配備	２号警戒配備	警戒本部	１号動員	２号動員	３号動員
目的		小規模災害に対応する	複数の小規模災害に対応する	避難に備える	中規模災害に対応する	複数の中規模災害に対応する	大規模災害に対応する
体制	風水害	警戒体制		災害警戒本部体制	災害対策本部体制		
	地震			災害警戒本部体制			
	原子力災害			原子力災害警戒本部体制			
	事故等			事故災害対策本部体制			
配備基準		□市に気象警報が発表されたとき □河川水位が氾濫注意水位を超えたとき □その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	□河川水位が避難判断水位を超えたとき □台風が接近し12時間以内に市域が暴風域に入ることが予想されるとき □その他危機管理監が配備の必要を認めたとき	□避難準備情報を発表するとき □北和又は中和の市町村に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に震度５弱の揺れがあったとき □原子力災害が発生し、広域避難者の受入れを必要とするとき □その他副市長が配備の必要を認めたとき	□市に土砂災害警戒情報が発表されたとき □市に特別警報が発表されたとき □市に記録的短時間大雨情報が発表されたとき □市に震度５強の揺れがあったとき □市内で中規模の災害が発生したとき □その他市長が配備の必要を認めたとき	□市内で中規模の災害が複数発生したとき □その他市長が配備の必要を認めたとき	□市内で大規模災害が発生したとき □市に震度６弱以上の揺れがあったとき □その他市長が配備の必要を認めたとき
警戒体制・本部体制		危機管理監	危機管理監	副市長	市長、副市長	市長、副市長	市長、副市長
本部事務局	市長公室	１人	広報広聴課 １人＋２人	公室長、次長＋広報広聴課２人＋　４人	1/4程度の職員	1/2 程度の職員	全職員
	総務部	防災安全課長＋防災安全課２人＋３人	危機管理監、防災安全課長＋防災安全課 ２人＋総務課（情報）１人＋４人	部長、危機管理監、防災安全課長＋防災安全課 ２ 人＋総務課２人＋４人			
救援衛生部	地域活力創生部	１人	農林課２人	部長、次長、農林課２人			
	市民部	１人	２人	部長、次長＋２人			
医療福祉部	福祉健康部	１人	２人	部長、次長＋高齢施策課２人			
土木部	建設部	土木課長＋管理職１班 一般職１班	部長、次長、土木課長、管理職１班、一般職２班				
	都市整備部	１人	建築課２人、みどり公園課 ２人	部長、次長、建築課２人、みどり公園課２人			
水道部	上下水道部	２人	２人＋浄水場１人＋浄化センター１人	事業管理者、部長、次長、３人＋浄水場 １ 人＋浄化センター１人			
教育部	教育振興部	１人	教育総務課 １人＋１人	教育長、部長、次長、教育総務課１人＋１人※避難所担当（開設時）			
	生涯学習部	１人	生涯学習課 １人＋１人	部長、次長、生涯学習課１人＋１人　※避難所担当（開設時）			
消防部	消防本部	当務ほか必要人員		交代制勤務1/3を除く職員			
避難所自動参集職員		－	－	－	あらかじめ指定された職員 震度５強以上の地震の場合は自動参集		

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
53	第３部 災害応急対策 計画 第１章 災害対応の 体制 第１節 風水害 配備体制		

修　正　前

３　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（水防活動）

４　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）

修　正　後（案）

３　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	気象警報等の発表状況、雨量や河川水位の観測情報等から、洪水や土砂災害等の発生のおそれがあり、住民の避難に備える必要があると副市長が認めたとき、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害警戒本部会議を開催し、各班の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、洪水や土砂災害等の危険が解消したと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部を設置したときは、災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（水防活動）、奈良県

４　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域に大規模な災害が発生し、又は、災害の発生のおそれがあり、市長が必要と認めたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に災害対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
54	第３部 災害応急対策計画 第１章 災害対応の体制 第２節 地震災害配備体制		

第２節　地震災害配備体制

地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3 時間	3 時間～24 時間	24 時間～3 日	3 日～7 日	7 日～1 か月	1 か月～
1　職員の配備・動員						
2　緊急初動体制						
3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖						
5　避難所の開設・運営・閉鎖						
6　地区連絡所の開設・運営・閉鎖						
7　救護所の開設・運営・閉鎖						

（参照）
マニュアル編　第１章第２節　地震災害配備体制
資料集 3-1-2　災害対策本部編成表
資料集 3-1-3　緊急初動体制
資料集 3-2-6　奈良県内の震度観測地点
マニュアル編　第３章第３節　医療・救護活動
資料集 3-2-7　震度階級表
資料集 4-2-1　段階別収集情報項目
関連計画集　避難所運営マニュアル

1　職員の配備・動員

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。
主な連携先	－

2　緊急初動体制

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	勤務時間外に、市域で震度５弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。
主な連携先	－

3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度５弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部の設置が必要と認めたときなどに災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）

第２節　地震災害配備体制

地震が発生し、又は発生により被害が発生するおそれがあるときには、迅速かつ的確に、災害の防御、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、震度階級等の区分に応じた必要な組織動員体制をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3 時間	3 時間～24 時間	24 時間～3 日	3 日～7 日	7 日～1 か月	1 か月～
1　職員の配備・動員						
2　緊急初動体制						
3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
4　災害対策本部の設置・運営・閉鎖						
5　避難所の開設・運営・閉鎖						
6　地区連絡所の開設・運営・閉鎖						
7　救護所の開設・運営・閉鎖						

（参照）
マニュアル編　第１章第２節　地震災害配備体制
資料集 3-1-2　災害対策本部編成表
資料集 3-1-3　緊急初動体制
資料集 3-2-6　奈良県内の震度観測地点
マニュアル編　第３章第３節　医療・救護活動
資料集 3-2-7　震度階級表
資料集 4-2-1　段階別収集情報項目
関連計画集　避難所運営マニュアル

1　職員の配備・動員

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	動員表（50 頁）の基準に基づき、動員を行い、震度階級に応じて自動的に配備につく。
主な連携先	－

2　緊急初動体制

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	勤務時間外に、市域で震度５弱以上の揺れが観測されたとき、地震災害対策消防本部、緊急初動部からなる緊急初動体制を編成し、情報収集等の緊急初動活動を行う。 なお、緊急初動体制は、市長が不要と認めたとき、又は災害警戒本部若しくは災害対策本部を設置したときなどに解除する。
主な連携先	奈良県

3　災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度５弱の揺れが観測されたとき、副市長は、災害警戒本部を設置する。 災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと副市長が認めたとき、又は市長が災害対策本部の設置が必要と認めたときなどに災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、奈良県

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
55	第３部 災害応急対策計画 第１章 災害対応の体制 第２節 地震災害配備体制		

修正前

４　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）

５　避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての避難所を開設し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち避難所を開設し、避難者を受入れる。 避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。
主な連携先	－

６　地区連絡所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、災害応急対策に備える必要があると認められるときに、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）

７　救護所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部、生駒市医師会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）

修正後（案）

４　災害対策本部の設置・運営・閉鎖	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、災害対策本部を設置する。 災害対策本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に対策本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 なお、庁舎が被災し、災害対策本部を設置できないときは、消防本部等に災害対策本部を移設する。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、奈良県（リエゾン派遣<u>等</u>）

５　避難所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、施設管理者、自主防災会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、施設の安全を確認したのち、全ての避難所を開設し、避難者を受入れる。 職員が不在のときは施設管理者が、職員及び施設管理者が不在のときは自主防災会が、施設の安全を確認したのち避難所を開設し、避難者を受入れる。 避難所の開設・運営は、「避難所運営マニュアル」にしたがい行う。
主な連携先	<u>奈良県</u>

６　地区連絡所の開設・運営・閉鎖	
担当部	教育部、避難所自動参集職員、自主防災会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき又は当該地区において情報の収集、広報、市民相談等の災害応急対策を実施するため、市内の中学校に地区連絡所を開設する。 地区連絡所は、管内を対象に自主防災会の協力を得て、被害情報（生埋者・死傷者・建物被害・火災・道路被害等の概数）の収集、避難所の開設と市民の避難誘導、市民に対する広報活動等の災害応急対策の実施にあたる。 なお、地区連絡所は、災害応急対策が概ね終了したと認められるとき、又は災害の発生のおそれが解消したときに閉鎖する。
主な連携先	各中学校（地区連絡所の開設・運営）、<u>奈良県</u>

７　救護所の開設・運営・閉鎖	
担当部	医療福祉部、生駒市医師会
実施内容	市域で震度５強以上の揺れが観測されたとき、市内の中学校に救護所を開設する。 救護所では、原則として軽症患者に対する処置を行う。
主な連携先	郡山保健所、協定締結団体等（救護所の開設、医薬品の確保）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
56	第３部 災害応急対策計画 第１章 災害対応の体制 第３節 原子力災害配備体制		

第３節　原子力災害配備体制

本市は、国の原子力災害対策指針が示すＵＰＺ（原子力発電所から 30ｋｍ圏内）に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3 時間	3 時間～24 時間	24 時間～3 日	3 日～7 日	7 日～1 か月	1 か月～
１　職員の配備・動員						
２　原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
３　拠点避難所等の開設・運営・閉鎖						

（参照）
マニュアル編　第１章第３節　原子力災害配備体制
資料集 3-1-4　原子力災害警戒本部事務分掌　　関連計画集　避難所運営マニュアル

１　職員の配備・動員

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	副市長の判断を受け、特定事象の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	－

２　原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	市は、福井県において原子力災害が発生したとき、又は、県より近畿大学原子力研究所から特定事象発生の通報を受けた旨通知があったとき、原子力災害警戒本部を設置する。 原子力災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に原子力災害警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、災害発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、原子力災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	消防団（災害対策）、防災関係機関（リエゾン派遣）、県（リエゾン派遣）

３　拠点避難所等の開設・運営・閉鎖

担当部	本部事務局、教育部
実施内容	市は、協定に基づく、福井県敦賀市からの避難者の受入れ要請を受けた場合、県と連携して、拠点避難所（市総合公園）を開設するとともに、直ちに指定避難所から必要な施設を選定して開設し、広域避難者の受入れを行う。 拠点避難所、指定避難所には職員を派遣して、施設管理者と連携して広域避難者の受入れを行う。
主な連携先	県（広域避難者の輸送等）、施設管理者（避難所等開設・運営への協力）、ボランティア（避難所等運営への協力）

※避難所が不足するときは、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等の借り上げ、野外に建物仮設、テント使用等、多様な避難所の確保に努める。

第３節　原子力災害配備体制

本市は、国の原子力災害対策指針が示すＵＰＺ（原子力発電所から 30ｋｍ圏内）に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3 時間	3 時間～24 時間	24 時間～3 日	3 日～7 日	7 日～1 か月	1 か月～
１　職員の配備・動員						
２　原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖						
３　拠点避難所等の開設・運営・閉鎖						

（参照）
マニュアル編　第１章第３節　原子力災害配備体制
資料集 3-1-4　原子力災害警戒本部事務分掌　　関連計画集　避難所運営マニュアル

１　職員の配備・動員

担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	危機管理監の判断を受け、特定事象の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	－

２　原子力災害警戒本部の設置・運営・閉鎖

担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	市は、福井県において原子力災害が発生したとき、又は、県より近畿大学原子力研究所から特定事象発生の通報を受けた旨通知があったとき、原子力災害警戒本部を設置する。 原子力災害警戒本部は、庁舎大会議室に設置し、定期的に原子力災害警戒本部会議を開催し、各部の情報を共有し、統一された状況認識に基づき、適切な意思決定を行う。 また、災害応急対策が終了したとき、原子力災害警戒本部を閉鎖する。
主な連携先	防災関係機関（連絡調整）、奈良県（連絡調整）

３　拠点避難所等の開設・運営・閉鎖

担当部	本部事務局、避難所班
実施内容	市は、協定に基づく、福井県敦賀市からの避難者の受入れ要請を受けた場合、県と連携して、拠点避難所（市総合公園）を開設するとともに、直ちに指定避難所から必要な施設を選定して開設し、広域避難者の受入れを行う。 拠点避難所、指定避難所には職員を派遣して、施設管理者と連携して広域避難者の受入れを行う。また、避難者対策が完了したときは避難所を閉鎖する。
主な連携先	奈良県（広域避難者の輸送等）、施設管理者（避難所等開設・運営への協力）、ボランティア（避難所等運営への協力）

※避難所が不足するときは、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等の借り上げ、野外に建物仮設、テント使用等、多様な避難所の確保に努める。

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
57	第３部 災害応急対策計画 第１章 災害対応の体制 第４節 その他の災害配備体制		

第４節　その他の災害配備体制

風水害、地震災害、原子力災害以外の突発的な事故等による災害については、事故災害対策本部を設置し、弾力的な組織をもって、対応に当たる。

また、地震やその他の災害で集中的に被害が発生する地域があるときは、現地災害対策本部を設置して、被災地のニーズの集約や災害対応を円滑に進める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　職員の配備・動員						
2　事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖						

（参照）
マニュアル編　第１章第４節　その他の災害配備体制

1　職員の配備・動員

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	副市長の判断を受け、事故の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	－

2　事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖

担当部	本部事務局、消防部ほか各部	
実施内容	市域において、次の事故等が発生し、市長が、市の一部あるいは全部による対応が必要と認めたとき、事故災害対策本部を設置する。	
	事故等	
	大規模火災	市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
	危険物等の事故	石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
	重大事故	自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、原子力発電所事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等
	事故災害対策本部の体制、事務分掌、設置場所、運営等は、災害対策本部体制に準じる。 また、必要に応じて、事故現場での応急対策や市役所等との連絡調整を円滑に行うため、現地対策本部を設置する。 なお、事故対策が終了したとき、事故発生のおそれがなくなったと市長が認めたときは、事故災害対策本部を閉鎖する。	
主な連携先	消防団（連絡調整）、事故等関係者（連絡調整）、生駒警察署（連絡調整）、 県（連絡調整）	

第４節　その他の災害配備体制

風水害、地震災害、原子力災害以外の突発的な事故等による災害については、事故災害対策本部を設置し、弾力的な組織をもって、対応に当たる。

また、地震やその他の災害で集中的に被害が発生する地域があるときは、現地災害対策本部を設置して、被災地のニーズの集約や災害対応を円滑に進める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　職員の配備・動員						
2　事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖						

（参照）
マニュアル編　第１章第４節　その他の災害配備体制

1　職員の配備・動員

担当部	本部事務局ほか各班
実施内容	危機管理監の判断を受け、事故の発生状況等を勘案して決定された配備体制に基づき、動員を行い、配備につく。 なお、動員の伝達は、勤務時間内は、電話、庁内放送等で行い、勤務時間外は、携帯メール、緊急連絡網による電話連絡等により行う。
主な連携先	－

2　事故災害対策本部の設置・運営・閉鎖

担当部	本部事務局ほか各班	
実施内容	市域において、次の事故等が発生し、副市長が、市の一部あるいは全部による対応が必要と認めたとき、事故災害対策本部を設置する。	
	事故等	
	大規模火災	市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
	危険物等の事故	石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
	重大事故	自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等
	事故災害対策本部の体制、事務分掌、設置場所、運営等は、災害警戒本部体制に準じる。 また、必要に応じて、事故現場での応急対策や市役所等との連絡調整を円滑に行うため、現地対策本部を設置する。 なお、事故対策が終了したとき、事故発生のおそれがなくなったと副市長が認めたときは、事故災害対策本部を閉鎖する。	
主な連携先	消防団（連絡調整）、事故等関係者（連絡調整）、生駒警察署（連絡調整）、 奈良県（連絡調整）	

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
59	第３部 災害応急対策計画 第２章 災害対応のコーディネート 第１節 情報収集・整理・伝達		

第１節　情報収集・整理・伝達

災害発生後、県及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、トリアージ（優先順位付け）できるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　通信手段の確保							
2　情報の収集、整理							
3　情報の伝達、報告							
4　市民への情報発信・広報							

（参照）
マニュアル編　第２章第１節　情報収集・整理・伝達
資料集 4-1-1　防災行政無線一覧
資料集 4-1-2　非常通信経路
資料集 4-2-4　県事業担当課への報告系統
資料集 4-2-5　火災・災害等即報要領
資料集 4-3-1　報道関係機関一覧
資料集 4-3-2　災害広報文例

1　通信手段の確保

担当部	本部事務局
実施内容	災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。 通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、インターネット、移動系防災行政無線、奈良県防災行政無線等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自衛通信回線等を活用する。 なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。 また、必要に応じて、通信手段が途絶した地域等に特設公衆電話の設置を依頼する。
主な連携先	西日本電信電話(株)（通信施設の確保）、近畿日本鉄道(株)（非常通信協力）、 関西電力(株)（非常通信協力）、生駒警察署（非常通信協力）、 県（防災行政無線運用）

2　情報の収集、整理

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報をとりまとめる。 組織内部で把握する情報は、各部が適宜所管に係る被害概況調査を行い、人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する。 また、外部からの情報は、特別相談窓口を設置し、市民からの問い合わせに対応するとともに、市民からの情報提供等により、収集する。 なお、被害情報があるときは「火災・災害等即報要領」の様式に整理する。
主な連携先	防災関係機関（被害状況の把握）、県（被害状況の把握）

第１節　情報収集・整理・伝達

災害発生後、県及び防災関係機関と相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。

なお、収集した情報については、トリアージ（優先順位付け）できるように重要度や緊急度、場所・時間の明確性、発信者の属性等を付して管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　通信手段の確保							
2　情報の収集、整理							
3　情報の伝達、報告							
4　市民への情報発信・広報							

（参照）
マニュアル編　第２章第１節　情報収集・整理・伝達
資料集 4-1-1　防災行政無線一覧
資料集 4-1-2　非常通信経路
資料集 4-2-4　県事業担当課への報告系統
資料集 4-2-5　火災・災害等即報要領
様式集 3-1
資料集 4-3-1　報道関係機関一覧
資料集 4-3-2　災害広報文例

1　通信手段の確保

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害による被害状況等を的確に収集・伝達するために、通信手段を確保する。 通信手段は、一般加入電話、災害時優先電話、携帯電話、衛星電話、インターネット、防災行政ＭＣＡ無線、奈良県防災行政通信ネットワークシステム等を基本とするが、それらの利用が著しく困難なときは、警察、消防、交通、電気等の非常通信協議会構成機関が有する自衛通信回線等を活用する。 なお、災害時は電話が輻輳し、かかりにくくなるので、市民に対しては、報道機関等を通じて、災害用伝言サービス（災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板）を利用することを周知する。 また、必要に応じて、通信手段が途絶した地域等に特設公衆電話の設置を依頼する。
主な連携先	スイタ情報サービス（市施設の通信の確保）、西日本電信電話(株)（通信施設の確保）、近畿日本鉄道(株)（非常通信協力）、 関西電力(株)（非常通信協力）、生駒警察署（非常通信協力）、 奈良県（防災行政通信ネットワークシステム運用）

2　情報の収集、整理

担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	災害対策方針を決定するために必要な各種情報を収集し、情報をとりまとめる。 組織内部で把握する情報は、各部が適宜所管に係る被害概況調査を行い、人及び住宅、公共施設、ライフラインなどの被災情報を収集する。 なお、被害情報があるときは「火災・災害等即報要領」の様式に整理する。
主な連携先	防災関係機関（被害状況の把握）、奈良県（被害状況の把握）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
60	第３部 災害応急対策計画 第２章 災害対応のコーディネート 第１節 情報収集・整理・伝達	**３　情報の伝達、報告** 担当部：本部事務局ほか各部 実施内容：整理した情報について、各部で共有するとともに、県、防災関係機関に県防災行政無線等を利用し、伝達する。 また、「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、報告が必要な内容については、それぞれの段階において、区分に応じた様式に記載し、県（又は消防庁）へ報告する。 なお、通信の不通等により県に報告できないときは、一時的に報告を消防庁に変更する。このとき、連絡が取れるようになった後は県に対してその旨報告する。 さらに、各部ごとにとりまとめた詳細な被害状況は、それぞれ所管の県事業担当課に直接報告する。 主な連携先：防災関係機関（報告の受信）、県（報告の受信）、消防庁（報告の受信） ※区分に応じた様式には、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告、災害年報がある	**３　情報の伝達、報告** 担当部：本部事務局ほか各部 実施内容：整理した情報について、各部で共有するとともに、県、防災関係機関に県防災行政通信ネットワークシステム等を利用し、伝達する。 また、「災害報告取扱要領」や「火災・災害等即報要領」に基づき、報告が必要な内容については、それぞれの段階において、区分に応じた様式に記載し、県（又は消防庁）へ報告する。 なお、通信の不通等により県に報告できないときは、一時的に報告を消防庁に変更する。このとき、連絡が取れるようになった後は県に対してその旨報告する。 さらに、各部ごとにとりまとめた詳細な被害状況は、それぞれ所管の県事業担当課に直接報告する。 主な連携先：防災関係機関（報告の受信）、県（報告の受信）、消防庁（報告の受信） ※区分に応じた様式には、災害概況即報、被害状況即報等がある
		４　市民への情報発信・広報 担当部：本部事務局 実施内容：市民への情報発信・広報は、概ね避難等に必要となる緊急情報と被災後の生活に必要となる情報とに分けて、実施する。 避難等に必要となる緊急情報は、臨時的に、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への緊急放送依頼、広報車、自治会組織を通じた連絡等により、発信する。 また、市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要となる被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等は、定期的に、報道機関や市登録制メール、広報車、広報紙、インターネットホームページ、ＳＮＳ等の利用により、発信する。 主な連携先：自治会（情報の伝達）、報道機関（緊急放送等）	**４　市民への情報発信・広報** 担当部：本部事務局 実施内容：市民への情報発信・広報は、概ね避難等に必要となる緊急情報と被災後の生活に必要となる情報とに分けて、実施する。 避難等に必要となる緊急情報は、臨時的に、防災行政ＭＣＡ無線、緊急速報メール、市登録制メール、報道機関への緊急放送依頼、広報車、市ホームページ、ＳＮＳ、自治会組織を通じた連絡等により、発信する。 また、市民の不安を払拭し、被災後の生活に必要となる被害状況、復旧状況、避難生活に係る情報等は、定期的に、報道機関や市登録制メール、広報車、自治会組織を通じた連絡、広報紙、インターネットホームページ、ＳＮＳ等の利用により、発信する。 主な連携先：自治会（情報の伝達）、報道機関（緊急放送等）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
66	第３部 災害応急対策計画 第３章 生命を守るための対策 第１節 避難行動		

第１節　避難行動

市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　避難勧告等の発令							
2　避難誘導							
3　警戒区域の設定							
4　帰宅困難者対策							

（参照）
マニュアル編　第３章第１節　避難行動　　資料集 2-3-1　土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
資料集 2-2-1　浸水想定区域ごとの情報伝達方法等

1　避難勧告等の発令

担当部	本部事務局、消防部
実施内容	気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等の判断し、市民への情報伝達を実施する。 なお、避難がより危険を招くときには、屋内安全確保に関する措置を指示する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに市長に報告する。
主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言）

※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる

2　避難誘導

担当部	本部事務局、消防部
実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。
主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）

3　警戒区域の設定

担当部	本部事務局、消防部
実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。
主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、 自衛隊（警戒区域の設定）

4　帰宅困難者対策

担当部	本部事務局
実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について、市登録制メールで周知するほか、所管施設の利用や企業等に協力を求めるなどして、一時滞在施設の確保に努める。
主な連携先	県（支援ステーションへの協力依頼）

第１節　避難行動

市域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあるときに、危険な地域内にある市民に対して避難のための立退きを勧告し、又は指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安						
	発災前	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　避難勧告等の発令							
2　避難誘導							
3　警戒区域の設定							
4　帰宅困難者対策							

（参照）
マニュアル編　第３章第１節　避難行動　　資料集 2-3-1　土砂災害警戒区域ごとの情報伝達方法等
資料集 2-2-1　浸水想定区域ごとの情報伝達方法等

1　避難勧告等の発令

担当部	本部事務局、消防部
実施内容	気象情報、水位情報、土砂災害警戒情報、災害情報等を収集し、避難勧告等の発令基準にしたがい、避難勧告等の判断し、市民への情報伝達を実施する。 また、危険が急迫し、緊急を要する場合で、市長が避難勧告等の指示ができないときは、消防長または現場近くにいる消防職員、市職員が市長の権限を代行し、避難勧告等を発令し、事後速やかに市長に報告する。
主な連携先	消防団（情報伝達等）、自治会長（情報伝達等）、県（避難勧告判断の助言）

※避難勧告等の判断に関しては、奈良地方気象台や県に助言を求めることができる

2　避難誘導

担当部	本部事務局、消防部
実施内容	消防団、生駒警察署、自主防災会等の協力を得て、避難を必要とする地域の市民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導を実施する。
主な連携先	消防団（避難誘導等）、自主防災会（避難誘導等）、生駒警察署（避難誘導等）

3　警戒区域の設定

担当部	本部事務局、消防部
実施内容	市民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立入りの禁止、制限、又は退去等の措置を講じる。
主な連携先	消防団（警戒区域の設定）、生駒警察署（警戒区域の設定）、 自衛隊（警戒区域の設定）

4　帰宅困難者対策

担当部	本部事務局
実施内容	市内に大量の帰宅困難者が発生するときは、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報等について収集し、一時滞在施設の確保に努める。
主な連携先	奈良県、近隣市町村等

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
67	第３部 災害応急対策 計画 第３章 生命を守るための対策 第２節 消火・救助・救急、 水防活動		

第２節　消火・救助・救急、水防活動

火災、洪水による水災等を警戒・防御、鎮圧するとともに、負傷者等の救出、救命、搬送等を行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　消火・救助・救急活動	■	■	■	□		
2　水防活動	■	■	■	□		

（参照）
マニュアル編　第３章第２節　消火・救助・救急、水防活動
資料集 3-1-5　生駒市地域防災計画における水防計画に関する事項

1　消火・救助・救急活動

担当部	消防部
実施内容	初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。 また、生駒警察署等との密接な連携の下、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。 なお、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できないとき、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要なとき、又は資機材が必要なときには、県（緊急消防援助隊）、応援協定締結都市等に応援を要請する。また、必要に応じて、自衛隊の派遣について知事に要請を要求する。 自主防災会や企業等の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに消防本部、生駒警察署等に通報するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。
主な連携先	消防団（火災の警戒防御、救助活動等）、応援協定締結都市（消火活動の応援）、県（ヘリコプターの派遣等）、生駒警察署（救助活動）、医療機関（救急活動）、緊急消防援助隊（消火活動等の応援）、自衛隊（ヘリコプターの派遣等）

2　水防活動

担当部	救援衛生部、土木部、消防部
実施内容	正確な気象情報（雨量、河川水位等）を収集、把握するとともに、河川、ため池等の巡回、警戒を行う。 また、危険箇所を発見したときは、適切な工法により水防作業を開始する。 なお、堤防その他の施設が決壊したときは、郡山土木事務所及び氾濫する方面の隣接市町に通報する。 また、水防活動上必要があるときは、避難が必要と認める区域の居住者に対する立退きや警戒区域を設定することにより、立入りを禁止、制限することができる。
主な連携先	消防団（水防活動）、郡山土木事務所（河川管理者への通報等）、隣接市町（氾濫時の通報）、ため池管理者（巡視、点検の要請）

第２節　消火・救助・救急、水防活動

火災、洪水による水災等を警戒・防御、鎮圧するとともに、負傷者等の救出、救命、搬送等を行い、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を軽減する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　消火・救助・救急活動	■	■	■	□		
2　水防活動	■	■	■	□		

（参照）
マニュアル編　第３章第２節　消火・救助・救急、水防活動
資料集 3-1-5　生駒市地域防災計画における水防計画に関する事項

1　消火・救助・救急活動

担当部	消防部
実施内容	初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。 また、生駒警察署等との密接な連携の下、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。 なお、市単独では十分に消火・救助・救急活動が実施できないとき、負傷者を搬送するためヘリコプター等が必要なとき、又は資機材が必要なときには、県（緊急消防援助隊）、応援協定締結都市等に応援を要請する。また、必要に応じて、自衛隊の派遣について知事に要請を要求する。 自主防災会や企業等の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握し、速やかに消防本部、生駒警察署等に通報するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。
主な連携先	消防団（火災の警戒防御、救助活動等）、応援協定締結都市（消火活動の応援）、県（ヘリコプターの派遣等）、生駒警察署（救助活動）、医療機関（救急活動）、緊急消防援助隊（消火活動等の応援）、自衛隊（ヘリコプターの派遣等）、水道部

2　水防活動

担当部	救援衛生部、土木部、消防部
実施内容	正確な気象情報（雨量、河川水位等）を収集、把握するとともに、河川、ため池等の巡回、警戒を行う。 また、危険箇所を発見したときは、適切な工法により水防作業を開始する。 なお、堤防その他の施設が決壊したときは、郡山土木事務所及び氾濫する方面の隣接市町に通報する。 また、水防活動上必要があるときは、避難が必要と認める区域の居住者に対する立退きや警戒区域を設定することにより、立入りを禁止、制限することができる。
主な連携先	消防団（水防活動）、郡山土木事務所（河川管理者への通報等）、隣接市町（氾濫時の通報）、ため池管理者（巡視、点検の要請）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
68	第３部 災害応急対策計画 第３章 生命を守るための対策 第３節 医療・救護活動		

第３節　医療・救護活動

多数の負傷者等が発生したとき、被災地において、トリアージ及び応急治療を実施するとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送するなど、人命救助に全力を尽くす。

また、医薬品集積センターを開設し、救護所等で必要となる医薬品等について、適切に管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　応急医療体制の確保						
2　後方医療活動						
3　医療・救急資機材の確保						

（参照）
マニュアル編　第３章第３節　医療・救護活動　　資料集 6-2-1　医療機関一覧

1　応急医療体制の確保

担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	負傷者の人数、医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、必要に応じて、セラビーいこまに医療救護拠点、各中学校等に救護所を設置するとともに、生駒市医師会や県に医療救護班の派遣を要請し、応急医療体制を確保し、医療・救護、助産活動を実施する。 派遣される医療救護班は、負傷者の重症度判定（トリアージ）、応急処置、後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定、転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療、助産活動、死亡確認等を実施する。
主な連携先	生駒市医師会（医療救護班の編成）、県（応援調整）、ＤＭＡＴ（医療救護）

2　後方医療活動

担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	市立病院は、救護所では対応できない患者に対し、医療活動を実施する。 患者の搬送は、奈良県広域災害・救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分けを調整する。 また、救急車等の輸送車両が不足するときやヘリコプター等の出動が必要なときは、県に応援を要請する。
主な連携先	生駒市医師会（医療救護）、県（応援調整）

3　医療・救急資機材の確保

担当部	医療福祉部
実施内容	災害時に必要となる医薬品、医療・救急資機材は、セラビーいこまに医薬品集積センターを開設して、集積する。 なお、備蓄する医薬品、医療・救急資機材で不足するときは、県に応援を要請する。
主な連携先	生駒市薬剤師会（医薬品の管理等）、県（応援調整）

第３節　医療・救護活動

多数の負傷者等が発生したとき、被災地において、トリアージ及び応急治療を実施するとともに、重症傷病者を被災地外へ搬送するなど、人命救助に全力を尽くす。

また、医薬品集積センターを開設し、救護所等で必要となる医薬品等について、適切に管理する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　応急医療体制の確保						
2　後方医療活動						
3　医療・救急資機材の確保						

（参照）
マニュアル編　第３章第３節　医療・救護活動　　資料集 6-2-1　医療機関一覧

1　応急医療体制の確保

担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	負傷者の人数、医療機関の被災状況及び診療状況を把握し、必要に応じて、セラビーいこまに医療救護拠点、各中学校等に救護所を設置するとともに、生駒市医師会や県に医療救護班の派遣を要請し、応急医療体制を確保し、医療・救護、助産活動を実施する。 派遣される医療救護班は、負傷者の重症度判定（トリアージ）、応急処置、後方医療機関への搬送の要否及び順位の決定、転送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療、助産活動、死亡確認等を実施する。
主な連携先	生駒市医師会（医療救護班の編成）、県（応援調整）、ＤＭＡＴ（医療救護）

2　後方医療活動

担当部	医療福祉部、消防部
実施内容	市立病院は、救護所では対応できない患者に対し、医療活動を実施する。 患者の搬送は、奈良県広域災害・救急医療情報システム等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分けを調整する。 また、救急車等の輸送車両が不足するときやヘリコプター等の出動が必要なときは、県に応援を要請する。
主な連携先	生駒市医師会（医療救護）、県（応援調整）

3　医療・救急資機材の確保

担当部	医療福祉部
実施内容	災害時に必要となる医薬品、医療・救急資機材は、セラビーいこまに医薬品集積センターを開設して、集積する。 なお、備蓄する医薬品、医療・救急資機材で不足するときは、県に応援を要請する。
主な連携先	生駒地区薬剤師会（医薬品の管理等）、県（応援調整）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
69	第３部 災害応急対策計画 第３章 生命を守るための対策 第４節 二次災害防止活動		

第４節　二次災害防止活動

災害発生後の余震又は大雨による浸水、土砂災害及び建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　公共土木施設等の応急措置						
2　土砂災害対策						
3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定						
4　その他危険物施設等の応急措置						

（参照）
マニュアル編　第３章第４節　二次災害防止活動

1　公共土木施設等の応急措置

担当部	土木部、救援衛生部
実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。
主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒建設業協会（協定に基づく応援）

2　土砂災害対策

担当部	土木部
実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。
主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）

3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

担当部	土木部
実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。
主な連携先	県（応援調整）

※応急危険度判定士が不足するなど、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

4　その他危険物施設等の応急措置

担当部	消防部
実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。
主な連携先	施設管理者（応急措置）

第４節　二次災害防止活動

災害発生後の余震又は大雨による浸水、土砂災害及び建築物の倒壊等に備え、土木・農林施設、建築物等の二次災害防止対策を講じ、被害の拡大を防止する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　公共土木施設等の応急措置						
2　土砂災害対策						
3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定						
4　その他危険物施設等の応急措置						

（参照）
マニュアル編　第３章第４節　二次災害防止活動

1　公共土木施設等の応急措置

担当部	土木部、救援衛生部
実施内容	被災した公共土木施設（道路・橋梁、河川、ため池、農業土木施設、公共施設等）の緊急点検調査を実施し、必要に応じ、応急措置を行うとともに、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。
主な連携先	県（県管理施設の応急対策）、生駒建設業協会（協定に基づく応援）

2　土砂災害対策

担当部	土木部
実施内容	余震や地震後の降雨による土砂災害の二次災害を防ぐため、国土交通省近畿地方整備局及び県と連携して、専門家による緊急点検、危険箇所周辺の警戒監視、崩壊危険箇所へのシート被覆等を実施する。 また、点検結果より、必要に応じて、警戒区域の設定、避難及び立入制限等の措置を実施し、その内容を市民に周知する。
主な連携先	県（応援調整）、TEC-FORCE（専門家の派遣）

3　被災建築物応急危険度判定及び被災宅地応急危険度判定

担当部	土木部
実施内容	建物や宅地の余震等による二次災害を防ぐため、被災建築物応急危険度判定実施本部や被災宅地危険度判定実施本部を設置し、実施計画を作成の上、応急危険度判定を実施し、判定ステッカーの貼付等によりその所有者に危険度を周知する。 また、判定結果に対する相談窓口を設置する。
主な連携先	県（応援調整）

※応急危険度判定士が不足するなど、市のみで対応できないときは、県に応援を要請する。

4　その他危険物施設等の応急措置

担当部	消防部
実施内容	危険物施設、高圧ガス関連施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設、放射性物質施設等においては、爆発、漏洩等の二次災害防止のため、施設の点検、被害拡大防止のための応急措置を実施し、必要に応じて、通報や避難及び立入制限等を実施する。
主な連携先	施設管理者（応急措置）、生駒警察署

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
70	第３部 災害応急対策計画 第３章 生命を守るための対策 第５節 事故対応		

第５節　事故対応

自然災害以外の大規模な事故災害が発生したとき、事故災害対策本部を立ち上げて、事故関係者や消防本部、生駒警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
１　連絡調整						
２　被害拡大防止措置						

（参照）
マニュアル編　第３章第５節　事故対応

１　連絡調整

担当部	本部事務局、消防部ほか各部	
実施内容	市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、生駒警察署、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。 また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。	
	事故等	
	大規模火災	市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
	危険物等の事故	石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
	重大事故	自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、原子力発電所事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等
主な連携先	事故等関係者（連絡調整）、生駒警察署（連絡調整）、県（連絡調整）、 対象地域の住民（避難誘導等協力）	

２　被害拡大防止措置

担当部	本部事務局、消防部ほか各部
実施内容	事故等による火災や被害の発生状況を勘案して、必要に応じて、迅速に消火・救助・救急、避難誘導、住民への情報提供等の応急措置を実施する。 また、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。
主な連携先	事故等関係者（応急措置）、生駒警察署（避難誘導等）、県（応援調整）

第５節　事故対応

自然災害以外の大規模な事故災害が発生したとき、事故災害対策本部を立ち上げて、事故関係者や消防本部、生駒警察署等と連携し、情報の収集・伝達体制を確立して被害の軽減、拡大防止を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
１　連絡調整						
２　被害拡大防止措置						

（参照）
マニュアル編　第３章第５節　事故対応

１　連絡調整

担当部	本部事務局、消防部ほか各部	
実施内容	市域において、次の事故等が発生したとき、それぞれの事故等関係者と連絡を取るとともに、生駒警察署、県と連携を図り、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集する。 また、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から県に報告する。	
	事故等	
	大規模火災	市街地火災、施設火災、林野火災、トンネル火災
	危険物等の事故	石油類、火薬、高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の爆発、漏洩
	重大事故	自動車事故、鉄道事故、雑踏事故、原子力発電所事故、航空機事故、大規模停電、大規模な水道事故等
主な連携先	事故等関係者（連絡調整）、生駒警察署（連絡調整）、奈良県（連絡調整）、 対象地域の住民（避難誘導等協力）、隣接市町村	

２　被害拡大防止措置

担当部	本部事務局、消防部ほか各部
実施内容	事故等による火災や被害の発生状況を勘案して、必要に応じて、迅速に消火・救助・救急、避難誘導、住民への情報提供等の応急措置を実施する。 また、事故等関係者は、それぞれの災害態様に応じた応急措置を実施し、被害拡大防止に努める。
主な連携先	対象地域の住民（応急措置）、生駒警察署（避難誘導等）、奈良県（応援調整）、近隣市町村

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
78	第３部 災害応急対策計画 第４章 生活を守るための対策 第７節 ライフラインの応急復旧		

第７節　ライフラインの応急復旧

上・下水道、電気、電話、ガス、鉄道等のライフライン施設において、その機能が停止または低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

		業務実施時期の目安					
		発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　上・下水道施設の応急復旧	【広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
2　電気の応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
3　電話・通信の応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
4　都市ガスの応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
5　鉄道の応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■

（参照）
マニュアル編　第４章第７節　ライフラインの応急復旧

1　上・下水道施設の応急復旧	
担当部	水道部
実施内容	上・下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。 また、復旧計画に即して、順次応急復旧を進めるとともに、復旧状況や今後の見通しを市民に広報する。
主な連携先	生駒市上水道協同組合（協定に基づく応援）、指定給水装置工事事業者（協力）、排水設備指定工事店（協力）、日本水道協会（協定に基づく応援）、県（協定に基づく応援）

2　電気の応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したとき、一般電気事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般電気事業者は、設備の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努めながら、応急復旧を進める。
主な連携先	関西電力(株)（応急復旧等）、奈良県電気工事工業組合（協定に基づく応援）

第７節　ライフラインの応急復旧

上・下水道、電気、電話、ガス、鉄道等のライフライン施設において、その機能が停止または低下したとき、それぞれの事業者は、代替サービスの提供や機能回復に努めるとともに、復旧措置を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

		業務実施時期の目安					
		発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　上・下水道施設の応急復旧	【広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
2　電気の応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
3　電話・通信の応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
4　都市ガスの応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■
5　鉄道の応急復旧	【連絡調整、広報】	■	■	■	■	■	■
	【被害状況の調査】	■	■	■	■	□	□
	【応急復旧】	□	□	□	■	■	■

（参照）
マニュアル編　第４章第７節　ライフラインの応急復旧

1　上・下水道施設の応急復旧	
担当部	水道部
実施内容	上・下水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程等の情報を加味した復旧計画を策定する。 また、復旧計画に即して、順次応急復旧を進めるとともに、復旧状況や今後の見通しを市民に広報する。
主な連携先	生駒市上水道協同組合（協定に基づく応援）、指定給水装置工事事業者（協力）、排水設備指定工事店（協力）、日本水道協会（協定に基づく応援）、県（協定に基づく応援）、北和都市水道事業協議会（協定に基づく応援）

2　電気の応急復旧	
担当部	本部事務局
実施内容	電力設備が被災し、広域かつ長期間にわたり停電等が発生したとき、一般電気事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般電気事業者は、設備の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努めながら、応急復旧を進める。
主な連携先	関西電力(株)（応急復旧等）、いこま市民パワー㈱、奈良県電気工事工業組合（協定に基づく応援）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
79	第３部 災害応急対策計画 第４章 生活を守るための対策 第７節 ライフラインの応急復旧		

修正前

３　電話・通信の応急復旧

担当部	本部事務局
実施内容	通信施設等が被災し、広域かつ長期間にわたり通信障害等が発生したとき、電気通信事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 電気通信事業者は、回線の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。
主な連携先	西日本電信電話(株)等（応急復旧等）

４　都市ガスの応急復旧

担当部	本部事務局
実施内容	都市ガス施設が被災し、長期間にわたりガスの供給停止等が継続するとき、一般ガス事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般ガス事業者は、復旧優先順位や家屋・道路の被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いいものから順に、応急復旧を進める。
主な連携先	大阪ガス(株)（応急復旧等）

５　鉄道の応急復旧

担当部	本部事務局
実施内容	鉄道が被災し、長期間にわたり不通となるとき、鉄道事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定し、計画に即して、順次応急復旧を進める。
主な連携先	近畿日本鉄道(株)（応急復旧等）

修正後（案）

３　電話・通信の応急復旧

担当部	本部事務局
実施内容	通信施設等が被災し、広域かつ長期間にわたり通信障害等が発生したとき、電気通信事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 電気通信事業者は、回線の復旧優先順位や被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いものから順に、応急復旧を進める。
主な連携先	西日本電信電話(株)等（応急復旧等）、近畿総合通信局（災害時移動通信機器の貸出）

４　都市ガスの応急復旧

担当部	本部事務局
実施内容	都市ガス施設が被災し、長期間にわたりガスの供給停止等が継続するとき、一般ガス事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 一般ガス事業者は、復旧優先順位や家屋・道路の被災状況、各設備の被害状況を勘案して、復旧計画を策定し、供給上復旧効果の高いいものから順に、応急復旧を進める。
主な連携先	大阪ガス(株)（応急復旧等）

５　鉄道の応急復旧

担当部	本部事務局
実施内容	鉄道が被災し、長期間にわたり不通となるとき、鉄道事業者と連絡調整を行い、被害の状況、復旧に係る期間等の情報を収集するとともに、市民に対して、適切な情報の提供に努める。 鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定し、計画に即して、順次応急復旧を進める。
主な連携先	近畿日本鉄道(株)（応急復旧等）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
82	第３部 災害応急対策 計画 第５章 復旧への足がかり 第２節 文教対策		

第２節　文教対策

学校、幼稚園、保育園に通う児童・生徒、園児（以下、児童・生徒等という）の安全確保と安否確認を行うとともに、文教施設や教職員の被災状況を把握する。

また、被災した施設等の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開や応急保育の実施を目指す。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　児童・生徒等の安全確保						
2　施設の応急復旧						
3　応急教育・応急保育						
4　児童・生徒等に対する援助						

（参照）
マニュアル編　第５章第２節　文教対策

1　児童・生徒等の安全確保

担当部	教育部
実施内容	学校長、園長等は、児童・生徒等の安全確保と安否確認を行い、状況を市へ報告する。また、施設や被害の状況を把握し、市へ報告する。
主な連携先	施設管理者（利用者の安全確保）

2　施設の応急復旧

担当部	教育部
実施内容	学校、幼稚園、保育園、給食センター、その他文教施設の被害状況を把握し、必要に応じて、応急措置を講じるとともに、被災状況に応じて、復旧計画を作成し、順次応急復旧を進める。
主な連携先	施設管理者（応急復旧）

3　応急教育・応急保育

担当部	教育部
実施内容	被災状況に応じて、休校（園）、または短縮授業、二部授業等の応急教育・応急保育を実施する。 また、必要に応じて、被災を免れた公共施設の活用や仮校舎の建設等により、代替施設を確保するとともに、教職員、保育士等を確保する。
主な連携先	学校・園（応急教育・応急保育）、県教育委員会（教職員の斡旋等）

4　児童・生徒等に対する援助

担当部	教育部
実施内容	就学上支障のある児童・生徒等に対して、学用品等を支給する。 また、必要に応じて、就学援助費の支給、心のケア、転出・転入の手続きなどの措置を講ずる。
主な連携先	学校（児童・生徒等への対応）、県教育委員会（市町村間調整等）

第２節　文教対策

学校、幼稚園、保育園に通う児童・生徒、園児（以下、児童・生徒等という）の安全確保と安否確認を行うとともに、文教施設や教職員の被災状況を把握する。

また、被災した施設等の応急復旧や学用品の確保・支給等を行い、早い段階での授業再開や応急保育の実施を目指す。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　児童・生徒等の安全確保						
2　施設の応急復旧						
3　応急教育・応急保育						
4　児童・生徒等に対する援助						

（参照）
マニュアル編　第５章第２節　文教対策

1　児童・生徒等の安全確保

担当部	教育部、土木部
実施内容	学校長、園長等は、児童・生徒等の安全確保と安否確認を行い、状況を市へ報告する。また、施設や被害の状況を把握し、市へ報告する。
主な連携先	施設管理者（利用者の安全確保）

2　施設の応急復旧

担当部	教育部、土木部
実施内容	学校、幼稚園、保育園、給食センター、その他文教施設の被害状況を把握し、必要に応じて、応急措置を講じるとともに、被災状況に応じて、復旧計画を作成し、順次応急復旧を進める。
主な連携先	施設管理者（応急復旧）

3　応急教育・応急保育

担当部	教育部
実施内容	被災状況に応じて、休校（園）、または短縮授業、二部授業等の応急教育・応急保育を実施する。 また、必要に応じて、被災を免れた公共施設の活用や仮校舎の建設等により、代替施設を確保するとともに、教職員、保育士等を確保する。
主な連携先	学校・園（応急教育・応急保育）、県教育委員会（教職員の斡旋等）

4　児童・生徒等に対する援助

担当部	教育部
実施内容	就学上支障のある児童・生徒等に対して、学用品等を支給する。 また、必要に応じて、就学援助費の支給、心のケア、転出・転入の手続きなどの措置を講ずる。
主な連携先	学校（児童・生徒等への対応）、県教育委員会（市町村間調整等）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
84	第３部 災害応急対策計画 第５章 復旧への足がかり 第４節 ボランティアの受入れ		

第４節　ボランティアの受入れ

災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、市社会福祉協議会等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
１　災害ボランティアセンターの設置						
２　ボランティアの受入れ						
３　ボランティアの派遣要請等						

（参照）
マニュアル編　第５章第４節　ボランティアの受入れ

１　災害ボランティアセンターの設置

担当部	医療福祉部
実施内容	多数の災害ボランティアが必要となるときは、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの設置）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの設置）

２　ボランティアの受入れ

担当部	医療福祉部
実施内容	市災害ボランティアセンターにおいて、被災者が必要とする支援、生活課題のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付及び調整等、一般ボランティアの受入れ対応を行う。 なお、市災害ボランティアセンターの運営が市社会福祉協議会のみでは困難なときは、県社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ、企業等に協力を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営）

３　ボランティアの派遣要請等

担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	一般ボランティアを多数必要とするときは、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。また、専門的技能を有するボランティアを要するときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営）

第４節　ボランティアの受入れ

災害時に各種のボランティアが被災者のために効果的な活動が実施できるように、市社会福祉協議会等と協力して、受入れや活動に必要な支援を実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
１　災害ボランティアセンターの設置						
２　ボランティアの受入れ						
３　ボランティアの派遣要請等						

（参照）
マニュアル編　第５章第４節　ボランティアの受入れ

１　災害ボランティアセンターの設置

担当部	医療福祉部
実施内容	多数の災害ボランティアが必要となるときは、ボランティアの受入れ・活動の調整を行うため、市社会福祉協議会に市災害ボランティアセンターを設置する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの設置）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの設置）

２　ボランティアの受入れ

担当部	医療福祉部
実施内容	市災害ボランティアセンターにおいて、被災者が必要とする支援、生活課題のニーズを把握するとともに、ボランティアの受付及び調整等、一般ボランティアの受入れ対応を行う。 なお、市災害ボランティアセンターの運営が市社会福祉協議会のみでは困難なときは、県社会福祉協議会、ボランティア団体、ＮＰＯ、企業等に協力を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営）

３　ボランティアの派遣要請等

担当部	本部事務局、医療福祉部
実施内容	一般ボランティアを多数必要とするときは、インターネット、テレビ、ラジオ等の報道機関を通じて災害ボランティアの募集を行う。また、専門的技能を有するボランティアを要するときは、活動内容、期間、派遣場所等を明らかにした上で、県災害ボランティアセンター、関係団体等に対してボランティア派遣を要請する。
主な連携先	市社会福祉協議会（市災害ボランティアセンターの運営）、 県社会福祉協議会（県災害ボランティアセンターの運営）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
85	第３部 災害応急対策計画 第５章 復旧への足がかり 第５節 義援金、救援物資の受入れ		

第５節　義援金、救援物資の受入れ

国民、企業、海外等から寄託された義援金・救援物資を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等を公正かつ円滑に実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　義援金・救援物資の募集						
2　義援金・救援物資の受付及び保管						
3　義援金・救援物資の配分及び配布						

（参照）
マニュアル編　第５章第５節　義援金、救援物資の受入れ

1　義援金・救援物資の募集

担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	市のホームページのほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市社会福祉協議会等を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。 なお、救援物資の募集を行うときは、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。
主な連携先	市社会福祉協議会（情報提供）、報道機関（情報提供）

2　義援金・救援物資の受付及び保管

担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	義援金・救援物資の受付窓口を開設し、市に寄託される義援金、救援物資を受付ける。 義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は、市の口座に預入れ保管する。また、救援物資については、集積場所を指定し、保管する。 なお、義援金、救援物資の受入れ時は、受領書を発行し、帳簿等を整備する。
主な連携先	市社会福祉協議会（義援金等の受付）

3　義援金・救援物資の配分及び配布

担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	義援金・義援物資の配分や配布方法については、被災者の被害状況等を考慮し、災害対策本部会議等で決定する。 なお、義援金については、義援金配分委員会を設置し、県又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を含め、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。 また、義援金・義援物資は、決定された配分及び配布方法に基づき、被災者へ配布する。
主な連携先	市社会福祉協議会（関係機関間調整）、ボランティア（救援物資の配布）、 日本赤十字社（義援金等の配分）、中央共同募金会（義援金等の配分）、県（義援金等の配分）

第５節　義援金、救援物資の受入れ

国民、企業、海外等から寄託された義援金・救援物資を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管等を公正かつ円滑に実施する。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　義援金・救援物資の募集						
2　義援金・救援物資の受付及び保管						
3　義援金・救援物資の配分及び配布						

（参照）
マニュアル編　第５章第５節　義援金、救援物資の受入れ

1　義援金・救援物資の募集

担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	市のホームページのほか、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や市社会福祉協議会等を通じて、義援金・救援物資の募集を呼びかける。 なお、救援物資の募集を行うときは、必要とする物資の内容、量、送付方法等について明確に情報を提供する。
主な連携先	市社会福祉協議会（情報提供）、報道機関（情報提供）

2　義援金・救援物資の受付及び保管

担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	義援金・救援物資の受付窓口を開設し、市に寄託される義援金、救援物資を受付ける。 義援金については、配分及び使途が確定するまでの間は、市の口座に預入れ保管する。また、救援物資については、集積場所を指定し、保管する。 なお、義援金、救援物資の受入れ時は、受領書を発行し、帳簿等を整備する。
主な連携先	市社会福祉協議会（義援金等の受付）

3　義援金・救援物資の配分及び配布

担当部	医療福祉部、救援衛生部
実施内容	義援金・救援物資の配分や配布方法については、被災者の被害状況等を考慮し、災害対策本部会議等で決定する。 なお、義援金については、義援金配分委員会を設置し、県又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を含め、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。 また、義援金・救援物資は、決定された配分及び配布方法に基づき、被災者へ配布する。
主な連携先	市社会福祉協議会（関係機関間調整）、ボランティア（救援物資の配布）、 日本赤十字社（義援金等の配分）、中央共同募金会（義援金等の配分）、県（義援金等の配分）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
89	第４部 災害復旧・ 復興計画 第１章 公共施設の 災害復旧		

第１章　公共施設の災害復旧

被災した道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画						
2　激甚災害の指定に関する計画						
3　資金計画						

（参照）
マニュアル編　第６章第１節　公共施設の災害復旧　　資料集 7-1-1　主な災害復旧事業

1　公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画

担当部	医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	災害発生後は、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える災害復旧の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。
主な連携先	国（緊急調査、災害査定）、県（県管理施設）

2　激甚災害の指定に関する計画

担当部	医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。
主な連携先	県（調査）

3　資金計画

担当部	本部事務局、医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。
主な連携先	国（査定）

第１章　公共施設の災害復旧

被災した道路・河川等の公共土木施設、農林業施設、水道、公立学校、社会福祉施設、公営住宅等の施設を速やかに復旧し、市民の生活基盤の整備を進める。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画						
2　激甚災害の指定に関する計画						
3　資金計画						

（参照）
マニュアル編　第６章第１節　公共施設の災害復旧　　資料集 7-1-1　主な災害復旧事業

1　公共土木施設に係る災害復旧事業に関する計画

担当部	医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	災害発生後は、被災した施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の設計又は改良を行うなど、将来の災害に備える災害復旧の事業計画を策定し、早期復旧を目標にその実施を図る。
主な連携先	国（緊急調査、災害査定）、奈良県（県管理施設）

2　激甚災害の指定に関する計画

担当部	医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生したときは、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置して、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。
主な連携先	奈良県（調査）、国（査定）

3　資金計画

担当部	本部事務局、医療福祉部、水道部、救援衛生部、土木部、教育部
実施内容	災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずるなど、災害復旧事業の早期実施に努める。
主な連携先	奈良県(報告)、国（査定）

頁	行目等	修　　正　　前	修　　正　　後（案）
91	第４部 災害復旧・ 復興計画 第３章 被災者の 生活再建支援		

第３章　被災者の生活再建支援

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅の確保等を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、実施に当たっては、相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 【罹災証明申請・被害認定調査】						
【罹災証明発行】						
2　被災者の生活支援						

（参照）
マニュアル編　第６章第３節　被災者の生活再建支援　資料集 7-1-3　生活資金等の支給・貸付概要

1　罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	
担当部	救援衛生部
実施内容	各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。
主な連携先	県（応援調整）、奈良県建築士会（被害判定調査支援）

2　被災者の生活支援	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	被災者生活支援に関する総合相談窓口を開設し、被災者の生活確保に必要な資金について、それぞれの法律、条令等の定めるところにより、支給・貸付を行う。 □被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金 □当面の生活資金や生活再建の資金 □税金や保険料等の減免・猶予 □住まいの確保・再建のための支援 □その他
主な連携先	国（貸付原資負担、事業補助等）、県（事務委託、貸付原資負担、国への要請等）、市社会福祉協議会（生活福祉資金）、住宅金融支援機構（資金貸付）、協定締結団体等（行政手続きの支援）

第３章　被災者の生活再建支援

被災者の被害の程度に応じ、災害弔慰金、災害見舞金、被災者生活再建支援金等を支給するとともに、生活の安定を図るため、各種資金の貸付、住宅の確保等を行い、市民の生活の安定を図る。

なお、実施に当たっては、総合相談窓口を設置し、被災者への各種援助・助成制度の周知徹底を図る。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成 【罹災証明申請・被害認定調査】						
【罹災証明発行】						
2　被災者の生活支援						

（参照）
マニュアル編　第６章第３節　被災者の生活再建支援　資料集 7-1-3　生活資金等の支給・貸付概要

1　罹災証明書の交付及び被災者台帳の作成	
担当部	救援衛生部
実施内容	各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付体制を確立し、住家等の被害程度の調査を行うとともに、被災者に罹災証明書を交付する。 また、必要に応じて、個々の被災者の被害状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努める。
主な連携先	県（応援調整）、奈良県建築士会（被害判定調査支援）

2　被災者の生活支援	
担当部	本部事務局ほか各部
実施内容	被災者生活支援に関する総合相談窓口を開設し、被災者の生活確保に必要な資金について、それぞれの法律、条令等の定めるところにより、支給・貸付を行う。 □被災者生活再建支援金・見舞金・弔慰金 □当面の生活資金や生活再建の資金 □税金や保険料等の減免・猶予 □住まいの確保・再建のための支援 □その他
主な連携先	国（貸付原資負担、事業補助等）、県（事務委託、貸付原資負担、国への要請等）、市社会福祉協議会（生活福祉資金）、住宅金融支援機構（資金貸付）、協定締結団体等（行政手続きの支援）

頁	行目等	修　正　前	修　正　後（案）
92	第４部 災害復旧・ 復興計画 第４章 災害復旧・ 復興		

第４章　災害復旧・復興

災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　復旧・復興対策体制の整備						
2　復旧・復興計画の策定						
3　復旧・復興事業の実施						
4　災害における教訓の継承・発信						

（参照）
マニュアル編　第６章第４節　災害復興

1　復旧・復興対策体制の整備	
担当部	本部事務局
実施内容	大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認めるときは、復旧・復興検討委員会を設置し、復旧・復興方針を策定するとともに、必要に応じて、復旧・復興本部を設置する。
主な連携先	県（市町村間の調整、支援要請等）

2　復旧・復興計画の策定	
担当部	本部事務局
実施内容	復旧・復興方針を踏まえ、復旧・復興計画を速やかに策定する。 なお、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や災害時要援護者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。
主な連携先	国（計画策定に係る支援等）、県（計画策定または支援等）

※復旧・復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に即して、県と共同して定めることができる。

3　復旧・復興事業の実施	
担当部	各部
実施内容	復旧・復興計画に基づき、復旧・復興事業を速やかに実施する。
主な連携先	国（復旧・復興事業の実施や支援等）、県（市町村間の調整、支援要請等）

4　災害における教訓の継承・発信	
担当部	本部事務局
実施内容	災害から得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開する。
主な連携先	―

第４章　災害復旧・復興

災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる。

【各項の業務実施時期の目安】

	業務実施時期の目安					
	発災後～3時間	3時間～24時間	24時間～3日	3日～7日	7日～1か月	1か月～
1　復旧・復興対策体制の整備						
2　復旧・復興計画の策定						
3　復旧・復興事業の実施						
4　災害における教訓の継承・発信						

（参照）
マニュアル編　第６章第４節　災害復興

1　復旧・復興対策体制の整備	
担当部	本部事務局
実施内容	大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認めるときは、復旧・復興検討委員会を設置し、復旧・復興方針を策定するとともに、必要に応じて、復旧・復興本部を設置する。
主な連携先	県（市町村間の調整、支援要請等）

2　復旧・復興計画の策定	
担当部	本部事務局
実施内容	復旧・復興方針を踏まえ、復旧・復興計画を速やかに策定する。 なお、計画の策定課程においては、市民の理解を求め、女性や災害時要援護者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。
主な連携先	国（計画策定に係る支援等）、奈良県（計画策定または支援等）

※復旧・復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針及び県の復興基本方針に即して、県と共同して定めることができる。

3　復旧・復興事業の実施	
担当部	各部
実施内容	復旧・復興計画に基づき、復旧・復興事業を速やかに実施する。
主な連携先	国（復旧・復興事業の実施や支援等）、奈良県（市町村間の調整、支援要請等）

4　災害における教訓の継承・発信	
担当部	本部事務局
実施内容	災害から得た教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開する。
主な連携先	奈良県